

概要

- ▶計画期間 2025 年度から 2030 年度まで
- ▶対象範囲 都庁全組織の事務事業活動
- ▶主な目標及び取組等

計画期間（2030 年度）目標	主な取組
<分野 1> 省エネの推進・再エネの導入拡大 ■温室効果ガス排出量（2000 年度比）55%削減 （上記を達成するための目標） ■エネルギー消費量（2000 年度比）35%削減 知事部局等▲50%以上 ■再エネ電力利用割合 65%以上 知事部局等 100% ■太陽光発電累計 74,000kW + 次世代型 SC 等 約 10,000kW（2035 年度）	●太陽光発電設備の更なる率先導入（次世代型ソーラーセルなど） ●都有施設の改築等における ZEB 化の推進 ●「とちょう電力プラン」等による再エネ 100%電力調達 ●都有施設における V P P の構築事業の推進
<分野 2> Z E V の導入推進 ■Z E V の庁有車※（軽含む乗用車）100% ※特種車両等を除く ≪二輪車の非ガソリン化（2029 年）100%≫ ■都有施設に公共用充電設備を累計 780 口以上設置	●計画的な庁有車の Z E V 化推進 ●駐車場の台数規模にかかわらず設置可能な施設への積極的な充電設備の設置
<分野 3> 使い捨てプラスチックの削減 ■都の全事業所において、原則ボトル t o ボトルが実施されている ■出先事業所のマテリアルリサイクルルートが構築されている ■都主催イベントにおけるリユースカップ等の原則実施が実現している	●廃ペットボトルの水平リサイクル ●廃プラスチックのマテリアルリサイクル
<分野 4> 食品ロスの削減 ■都庁舎の食堂や売店等における全ての食品廃棄物を食品リサイクルへ ■都が保有する防災備蓄食品の廃棄が最小化されている	●職員による食品ロス削減行動の実践 ●食堂や売店等における食品リサイクル等の促進
<分野 5> フロン対策の推進 ■フロン算定漏えい量（2015 年度比）65%削減	●適切な機器管理の徹底とノンフロン等新技術の導入拡大

※本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に定める「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に相当します。